

困難な状況にある家族や 子どもを支える地域の取組強化

～社会的養護の課題と今後目指すべき方向について～

厚生労働省

1 困難な状況にある家族や子どもの現状

困難な状況にある家族や子どもの状況・支援策

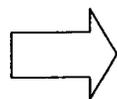
日本の18歳未満人口 約2,100万人 (平成17年)

社会的養護を必要とする
子ども

〔約4万人〕

(平成17年度)

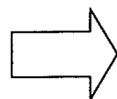
※里親・児童養護施設等の措置児童数



- 里親や児童福祉施設における子どもの保護・養育
(生活支援・自立支援)
- 社会的養護を必要とする子どもの家庭に対する支援

障害児

〔約33.5万人〕

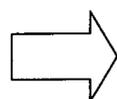


- 児童デイサービス等による在宅での支援
- 知的障害児施設等の入所施設における支援
- 特別児童扶養手当の支給等による経済的支援

母子家庭

〔子どもの人数 約200万人〕

(平成15年)



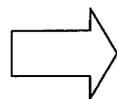
- 保育所の優先入所等による子育て・生活支援
- 母子家庭の母に対する就業支援
- 養育費確保のための支援
- 児童扶養手当の支給等による経済的支援

DV被害者及びその子ども

〔同伴児童の人数 約4500人〕

(平成17年度)

※婦人相談所に一時保護されたDV被害者の
同伴児童の人数



- 婦人相談所等におけるDV相談
- 一時保護所における同伴児童を含めた支援
- 母子生活支援施設における生活支援、子育て支援

2 社会的養護の概要

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,737人	2,370人	3,293人

資料：福祉行政報告例 [平成17年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数 (公立・私立)	117か所 (16か所・101か所)	558か所 (55か所・503か所)	27か所 (11か所・16か所)	58か所 (56か所・2か所)	35か所
児童定員	3,669人	33,676人	1,323人	4,227人	263人
児童現員	3,077人	30,830人	1,030人	1,828人	163人

資料：社会福祉施設等調査報告[平成17年10月1日現在]

自立援助ホームは家庭福祉課調[平成18年2月1日現在]

小規模グループケア	286カ所
地域小規模児童養護施設	89カ所

資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成17年度]